

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第 3 部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 環境条件 (JIS C 9300-1の規定による。) 溶接電源は、規定の環境条件の下 (周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等)、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.1 箇条10 10.1	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護 (直接接触) 6.2.1 きょう体 (外箱) による保護 きょう体 (外箱) は、適切な排水処理のできる構造でなければならない。 (JIS C 9300-1の規定による。) 箇条10 一次入力への接続 10.1 入力電圧 溶接電源は、定格入力電圧の±10%で動作できなければならない。 (JIS C 9300-1の規定による。)	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.2 10.5 10.5.1	箇条10 一次入力への接続 10.2 複数の入力電圧 異なった入力電圧によって動作するように設計された溶接電源は、間違った位置に動かされることがないようにインターロックシステムを備えたタップ選択スイッチでなければならない。 (JIS C 9300-1の規定による。) 10.5 一次入力への接続 10.5.1 保護回路の連続性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					持するように設計しているか。	
第四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条10 10.8	箇条4 環境条件 溶接電源は、機能及び性能の損傷なく、周囲温度-20℃～+55℃での保管及び輸送に耐えなければならない。 (JIS C 9300-1の規定による。) 箇条10 一次入力への接続 10.8 一次入力ON/OFF切替装置 組込式の一次入力ON/OFF切替装置は、規定の耐久性試験に耐えなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条6 6.1 6.1.1 6.2 6.2.1	箇条4 環境条件 溶接電源は、機能及び性能の損傷なく、周囲温度-20℃～+55℃での保管及び輸送に耐えなければならない。 (JIS C 9300-1の規定による。) 箇条6 電撃に対する保護 6.1 絶縁 6.1.1 一般要求事項 全ての溶接電源は、最低限、汚染度3の環境条件下で使用できるように設計しなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。) 6.2 故障状態における電撃からの保護 (直接接触) 6.2.1 きょう体 (外箱) による保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.3	溶接電源は、最小限、規定の保護等級をもたなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） 外付けの装置は、溶接回路を除き、クラスI又はクラスIIの機器でなければならない。	
第六條	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.2 6.2.2. 箇条10 10.9 箇条14 14.2 14.2.1	箇条6 電源に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、1個当たり1リットル以上の可燃液体を含んではならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 箇条10 一次入力への接続 10.9 入力ケーブル 入力ケーブルが溶接電源に取付け又は附属されているときは、使用目的に適合し、関連する規格の要求事項を満足するか、又はこれらと同等以上の性能をもつものでなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 箇条14 機械的要求事項 14.2 きょう体（外箱） 14.2.1 きょう体（外箱）材料	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					溶接回路及びSELV回路を除いて、充電部への接触から保護することを意図した非金属材料は、燃焼性分類V-1以上のものでなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.3	箇条6 電源に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.3 入力コンデンサの自動放電 各コンデンサは、コンデンサに接続されているどの導電部についても、人が触れることができる時間内に、コンデンサに印加される電圧を60 V以下に低減させる自動放電手段を備えなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.5 6.2.6	箇条6 電源に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.5 溶接回路の接触電流 溶接回路接続部と保護導体端子との間の接触電流は、ピーク値で14.1 mAを超えてはならない。(JIS C 9300-1の規定による。) 6.2.6 定常状態における接触電流 保護回路に接続されていない接触可能な導体表面の接触電流は、定常状態において、ピーク値で0.7 mAを超えてはならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.3	6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） クラスIの外付けの装置において、外部保護導体の故障又は断線した場合、接触電流は、ピーク値で14.1 mAを超えてはならない。	
				箇条9	箇条9 異常操作 外付け用の装置の場合、溶接電源は、ファン停止試験、短絡試験、過負荷試験を行ったとき、電撃の危険が増大してはならない。	
				箇条10	箇条10 一次入力への接続	
				10.5	10.5 保護回路	
				10.5.2	10.5.2 形式試験 最大実効入力電流の200%の電流を、規定の寸法の最小外部保護導体を使って規定の時間、外部保護導体端子を通して通電される可能性のあるきょう体（外箱）部分から流したとき、きょう体（外箱）と端子間との電圧降下の測定値が4V実効値を超えてはならない。（JIS C 9300-1の規定による。）	
				箇条11	箇条11 出力	
				11.2	11.2 インパルス電流	
				11.2.2	11.2.2 電荷量 極性にかかわらず、任意の半サイクルのインパルス電流	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.3	の最大電荷量は、次のいずれかの値を超えてはならない。 ー手動トーチを使用する装置は、8 μC ー機械的に保持するトーチ及びプラズマ切断トーチを使用する装置は、15 μC 11.3 平均エネルギー 直流パルスの装置によって発生する、人体抵抗を模擬した無誘導抵抗器で消費する任意の1秒間の平均エネルギーは、次の値をそれぞれ超えてはならない。 ー手動トーチ用の装置は、4 J ー機械的に保持するトーチ用の装置は、20 J	
				11.4	11.4 溶接回路の静電容量の放電 装置の出力が遮断又は無効になった1秒後に、出力電圧は直流113 Vを超えてはならない。	
				11.5	11.5 追加要求事項 この装置に障害が発生した場合、11.2～11.4に規定する出力制限を超えないように設計しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.1.2	箇条6 電撃に対する保護 6.1 絶縁 6.1.2 空間距離 高電圧回路の最小空間距離は、規定の値でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.1.3	6.1.3 沿面距離 高電圧回路の最小沿面距離は、規定の値でなければならない。	
				6.1.4	6.1.4 絶縁抵抗 絶縁抵抗は、規定の絶縁抵抗値以上でなければならない。 (JIS C 9300-1の規定による。)	
				6.1.5	6.1.5 絶縁耐力 装置の溶接回路の絶縁は、装置の最大連続周期での定格ピークアーク起動電圧よりも、20%高いピークアーク起動電圧に耐えなければならない。	
				6.2	6.2 故障状態における電撃からの保護 (直接接触)	
				6.2.4	6.2.4 溶接回路の絶縁 溶接回路は、入力回路及び無負荷電圧よりも高い電圧をもつ回路から、強化絶縁、二重絶縁等によって絶縁しなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
				6.3	6.3 故障状態における電撃からの保護 (間接接触) 装置の溶接回路は、最大定格入力電圧に応じて二重絶縁又は強化絶縁によって公共電源システムから電氣的に絶縁しなければならない。	
				箇条9	箇条9 異常操作 外付け用の装置の場合、溶接電源は、ファン停止試験、短	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条12 12.2	絡試験、過負荷試験を行ったとき、規定の絶縁耐力試験に耐えなければならない。 箇条12 制御回路 12.2 制御回路の絶縁 無負荷電圧よりも低い電圧をもち、溶接回路及び入力回路から分離されたきょう体（外箱）の外にある制御回路は、次のいずれかを満足しなければならない。 ー入力回路から二重絶縁又は強化絶縁によって、絶縁されている。 ー無負荷電圧よりも高い電圧をもつ他の全ての回路から、二重絶縁又は強化絶縁によって絶縁されている。 ー無負荷電圧を下回る電圧の溶接回路から基礎絶縁で絶縁されている。（JIS C 9300-1の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.2 6.2.2	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、1個当たり1リットル以上の可燃液体を含んではならない。 コンデンサは、短絡などの故障によって、溶接電源に危険な電氣的破壊を起こす又は火災を起こす原因になっては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条9	ならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 箇条9 異常操作 外付け用の装置の場合、溶接電源は、ファン停止試験、短絡試験、過負荷試験を行ったとき、外科用綿を発火させる炎を放出してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	箇条7 温度要求事項 製造業者が指定した定格出力電流を流したとき、出力電流が流れる部品は、規定する外部表面の温度上昇限度値を超えてはならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.7 箇条14 14.1	箇条10 一次入力への接続 10.7 入力開口部 入力ケーブルが金属部分を貫通する箇所は、絶縁ブッシュを取り付けるか、又は開口部は1.5 mm以上の半径で滑らかに丸められていなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 箇条14 機械的要求事項（外付けで使用する装置だけに適用） 14.1 一般要求事項 容易に手が触れられる部分に、けが（怪我）の原因となるような、鋭いエッジ、荒い表面又は突出した部分があつて	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				14.5	<p>はならない。（JIS C 9300-1の規定による。）</p> <p>14.5 傾斜安定性</p> <p>装置は、それが最も不安定な状態にあるときに、10° 以下の傾斜で転倒してはならない。（JIS C 9300-1の規定による。）</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.6 箇条14 14.1 14.2 14.2.2	箇条10 一次入力への接続 10.6 ケーブルの固定具 曲げ又は移動ができる入力ケーブル接続用の端子を備えた溶接電源は、引っ張りから電氣的接続を保護するケーブル固定具を備えていなければならない。 ケーブルは、ケーブル自体又は溶接電源の内部部品のいずれかに損傷が発生するような溶接電源内への押し込みがあってはならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 箇条14 機械的要求事項（外付けで使用する装置だけに適用） 14.1 一般要求事項 装置は、通常の使用目的に対して耐える強度及び剛性をもたなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 14.2 きょう体（外箱） 14.2.2 きょう体（外箱）強度 通風孔を設けた場合も含めて、装置のきょう体（外箱）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				14.3 14.3.1 14.3.2 14.4	<p>は、規定する10Nmの衝撃エネルギーに耐えなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。）</p> <p>14.3 つ（吊）り上げ手段</p> <p>14.3.1 機械的つり上げ手段 組み立てられた装置をつり上げるための機械的つり上げ手段（例えば、取っ手）を備えている場合、つり上げ手段は、組み立てられた装置の質量から計算した規定の静的荷重に耐えることができなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。）</p> <p>14.3.2 手動ハンドリング 手動ハンドリングの手段がつり上げ又は移動用に備わっている場合（例ハンドル、ストラップ）は、手動ハンドリング手段は、組み立てられた装置の質量から計算した規定の静的荷重に耐えることができなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。）</p> <p>14.4 落下耐量 組み立てられた装置は、落下試験に耐えなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。）</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.2 6.2.2	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るおそれがないものとする。		箇条9	<p>溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、通常の使用中に、内部の液体が漏えいしてはならない。</p> <p>過度の加熱又は溶融が生じたときは、溶接電源が、規定の異常試験において、液体の漏えいがあるてはならない。</p> <p>(JIS C 9300-1の規定による。)</p> <p>箇条9 異常操作</p> <p>外付け用の装置の場合、溶接電源は、ファン停止試験、短絡試験、過負荷試験を行ったとき、溶融金属又は他の物質を放出してはならない。</p>	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 環境条件 溶接電源は、規定の環境条件の下(周囲温度範囲及び大気	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			の相対湿度、等)、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 環境条件 溶接電源は、規定の環境条件の下(周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等)、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 環境条件 溶接電源は、規定の環境条件の下(周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等)、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条9	箇条4 環境条件 溶接電源は、規定の環境条件の下(周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等)、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。) 箇条9 異常操作 外付け用の装置の場合、溶接電源は、ファン停止試験を行ったとき、電撃又は火災の危険が増大してはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.5 10.5.1	箇条10 一次入力への接続 10.5 保護回路 10.5.1 保護回路の連続性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		10.9 10.10	内部保護回路は、故障時に発生することが想定される電流に耐える能力がなければならない。（JIS C 9300-1の規定による。） 10.9 入力ケーブル 入力ケーブルが溶接電源に取付け又は附属されているときは、最大実効入力電流に対応した導体断面積をもたなければならない。 10.10 入力結合装置（附属のプラグ） 入力結合装置がアーク溶接装置の一部として備えられているときには、その定格は、最大実効入力電流等を下回ってはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	—	—	JIS C 9300-10等の別規格で規定されている。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55011、JIS C 9300-10等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見	■該当 □非該当	箇条10 10.8	箇条10 一次入力への接続 10.8 一次入力ON/OFF切替装置 組込式の一次入力ON/OFF切替装置（例えば、スイッチ、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		<p>電磁接触器、電流遮断器など)が備えられている場合、回路が開か閉かをはっきりと表示しなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)</p> <p>箇条15 15.1 15.1 一般要求事項</p> <p>装置の表面に、はっきりと識別できる定格銘板を確実に固定するか、又は印刷しなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)</p> <p>箇条16 16.2 16.2 調整装置の表示</p> <p>別々の調整目盛に対応する溶接電源の出力表示は、調整手段上又は近傍に明瞭で消えないように表示するか、又はディスプレイに表示しなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)</p> <p>箇条17 17.2 17.2 注意書き (外付けで使用する装置だけに適用)</p> <p>各溶接電源には、はっきりと消えないように前面板上若しくは近傍に、又はON/OFFスイッチの近傍に、規定のシンボルの組合せを用いて“注意！取扱説明書を読むこと。”を表示しなければならない。(JIS C 9300-1の規定による。)</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	示)	項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-3：2020

規格名：アーク溶接装置－第3部：アーク起動及び安定化装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	示)	<p>つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				